

官報

平成二十四年三月三十日

○第百八十回 衆議院会議録 第十二号

平成二十四年三月三十日(金曜日)

議事日程 第九号

平成二十四年三月三十日

午後零時三十分開議

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法案

(内閣提出)

第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

郵政改革法案(第百七十六回国会、内閣提出)、

日本郵政株式会社法案(第百七十六回国会、

内閣提出)及び郵政改革法及び日本郵政株式

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律案第百七十六回国会、内閣提出)撤回

の件

平成二十四年度一般会計暫定予算

平成二十四年度特別会計暫定予算

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

日程第一 新型インフルエンザ等対策特別措置

法案(内閣提出)

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

国立国会図書館の館長の任命承認の件

平成二十四年三月三十日 衆議院会議録第十二号

郵政改革法案外二案撤回の件 平成二十四年度

一般会計暫定予算外二案

午後零時三十二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

郵政改革法案 第百七十六回国会、内閣提

出、日本郵政株式会社法案(第百七十六回

国会、内閣提出)及び郵政改革法及び日本

郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律案(第百七十六回国会、

内閣提出)撤回の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、郵政改革法案、日本郵政株式社

案及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律案の三案を

撤回したいので、国会法第五十九条によって承諾

を得たいとの申し出があります。三案の撤回を承

諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、撤回を

承諾することに決まりました。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

平成二十四年度一般会計暫定予算、平成二十四

年度特別会計暫定予算、平成二十四年度政府関係
機関暫定予算、右三案を一括議題とし、委員長の
報告を求め、その審議を進められることを望みま
す。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異

議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成二十四年度一般会計暫定予算

平成二十四年度特別会計暫定予算

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

○議長(横路孝弘君) 平成二十四年度一般会計暫

定予算、平成二十四年度特別会計暫定予算、平成

二十四年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中井治

君。

平成二十四年度一般会計暫定予算及び同報告書

平成二十四年度特別会計暫定予算及び同報告書

平成二十四年度政府関係機関暫定予算及び同報

告書

(本号末尾に掲載)

(中井治君登壇)

○中井治君 たたいま議題となりました平成二十

四年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予

算委員会における審査の経過及び結果を御報告申

上げます。

まず、暫定予算の概要について申し上げます。

この暫定予算三案は、四月一日から六日までの

期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の歳出総額は三兆六千五百億
円であり、暫定予算期間中における人件費、事務
費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費に
ついて、行政運営上必要最小限の経費を計上いた
しております。

なお、新規の施策に係る経費は原則として計上
いたしておりません。出産扶助等の基準の引き上
げなど、社会政策上等の配慮から特に措置するこ
とが適当と認められるものについては所要額を計
上いたしております。

また、公共事業関係費につきましては、新規発
生災害に係る直轄災害復旧事業費のほか、直轄事
業の維持修繕費等について、暫定予算期間中にお
ける所要額を計上いたしております。

歳入総額は百十八億円であり、暫定予算期間中
の税収及びその他収入の収入見込み額を計上いた
しております。

以上の結果、三兆五千九百八十七億円の歳出超
過となりますが、その資金繰りについては、必要
に応じて財務省証券を発行することができると
いたしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一
般会計に準じ暫定予算が編成されております。

この暫定予算三案は、昨日予算委員会に付託さ
れ、本日、安住財務大臣から提案理由の説明を聴
取した後、社会保障・税の一体改革、北朝鮮情勢
関係、首都直下地震対策の見直しなど、さまざま
な観点から質疑が行われ、採決の結果、いずれも
賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと
決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、新型インフルエンザ等対策特別措置法案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔荒井聰君登壇〕

○荒井聰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、総則的事項として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民の責務、基本的人権の尊重、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成等を定めることとするものであります。

あります。

第二に、新型インフルエンザ等の発生時における措置として、国及び都道府県による対策本部の設置や、特定接種の実施の指示、検疫に関する停留施設の確保及び発生国からの航空機等の運航制限の要請、医療関係者に対し医療等の実施の要請等ができること等を定めることとするものであります。

第三に、新型インフルエンザ等緊急事態措置として、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことや、蔓延の防止、医療等の提供体制の確保、国民生活の安定に関する措置等を定めることとするものであります。

第四に、財政上の措置等について定めております。

本案は、去る三月十六日本委員会に付託され、同日中川国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十三日に質疑に入り、二十八日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員池田元久君。

国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、平成二十五年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策を一年間延長するとともに、平成二十七年から恒久化すること、

第二に、市町村国保の都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大すること、

第三に、都道府県調整交付金を給付費等の七%から九%に引き上げるとともに、これにに応じて、国庫負担の割合を引き下げること等です。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

二十八日、質疑を終了したところ、民主党・無所属クラブより、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

国立国会図書館の館長の任命承認の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

国立国会図書館の館長に大滝則忠君を両議院の議長において任命したいと存じます。大滝則忠君の任命を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	野田 佳彦君
総務大臣	川端 達夫君
法務大臣	小川 敏夫君
外務大臣	玄葉光一郎君
財務大臣	安住 淳君
文部科学大臣	平野 博文君
厚生労働大臣	小宮山洋子君
農林水産大臣	鹿野 道彦君
経済産業大臣	枝野 幸男君
国土交通大臣	前田 武志君
環境大臣	細野 豪志君
防衛大臣	田中 直紀君
国務大臣	岡田 克也君
国務大臣	自見庄三郎君
国務大臣	中川 正春君
国務大臣	平野 達男君
国務大臣	藤村 修君
国務大臣	古川 元久君
国務大臣	松原 仁君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十八日、人事院総裁江利川毅君から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十三年官民人事交流に関する年次報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

小山 展弘君	川村秀三郎君
鈴木 克昌君	大山 昌宏君
三谷 光男君	橋本 博明君
川村秀三郎君	小室 寿明君
小室 寿明君	湯原 俊二君
大山 昌宏君	鈴木 克昌君
橋本 博明君	三谷 光男君
湯原 俊二君	小山 展弘君

農林水産委員

辞任

補欠

打越あかし君	山田 良司君
田名部匡代君	畑 浩治君
玉木雄一郎君	山崎 摩耶君
山田 正彦君	川越 孝洋君

議院運営委員

辞任

補欠

北村 誠吾君	平 将明君
武部 勤君	永岡 桂子君
石田 三示君	渡辺 義彦君
山崎 摩耶君	奥野総一郎君
平 将明君	北村 誠吾君
渡辺 義彦君	石田 三示君
奥野総一郎君	玉木雄一郎君
川越 孝洋君	山田 正彦君
畑 浩治君	田名部匡代君
山田 良司君	打越あかし君
永岡 桂子君	武部 勤君

相原 史乃君

小泉進次郎君

佐々木憲昭君

大山 昌宏君

橋 慶一郎君

穀田 恵二君

相原 史乃君

小泉進次郎君

佐々木憲昭君

石田 勝之君

玉城デニー君

湯原 俊二君

大山 昌宏君

中屋 大介君

阪口 直人君

森本 和義君

福田衣里子君

山口 和之君

川口 浩君

山崎 誠君

山口 和之君

議院運営委員

辞任

補欠

江田 憲司君	柿澤 未途君
川口 浩君	稲富 修二君
山崎 誠君	高邑 勉君
高邑 勉君	石井登志郎君
石井登志郎君	井戸まさえ君
稲富 修二君	山口 和之君
井戸まさえ君	福田衣里子君
柿澤 未途君	江田 憲司君

渡辺浩一郎君

豊田潤多郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

渡辺浩一郎君

平成二十四年度一般会計暫定予算
平成二十四年度特別会計暫定予算
平成二十四年度政府関係機関暫定予算

(議案受領)

一、去る二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案

二、昨二十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

(議案付託)

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成二十四年度一般会計暫定予算
平成二十四年度特別会計暫定予算
平成二十四年度政府関係機関暫定予算

以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

保険業法等の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二十七日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案撤回承諾要求書受領)

一、今三十日、内閣から次の要求書を受領した。
内閣閣第七一号
平成二十四年三月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 野田 佳彦

第百七十六回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の左記法律案は、都合により撤回いたしましたので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

記

一、郵政改革法案
一、日本郵政株式会社法案

一、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

原子力発電所の安全に対する認識等に関する質問主意書(服部良一君提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
休眠預金に関する質問主意書(丹羽秀樹君提出)

原子力防災の見直し、強化等に関する質問主意書(服部良一君提出)

復興庁に関する質問主意書(赤澤亮正君提出)
八ッ場ダムの検証における治水に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出要援護者の支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する質問に対する答弁書

平成二十四年三月十六日提出
質問 第一四一号
要援護者の支援に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

要援護者の支援に関する質問主意書

高齢化社会が加速していく昨今、昨年の東日本大震災や今冬の記録的な豪雪など大規模な災害が発生する中において、高齢者や障がい者など要援護者をいざ万が一の際に避難確保することは極めて重要と考える。
従って、次の事項について質問する。

一 災害が発生した際、高齢者や障がい者などの要援護者に関する基本方針となる全体計画を策定している全国の地方自治体の状況は、具体的にどのようなものになっているのか示されたい。

二 一に関連し、全国における全ての自治体で策定されるよう、国はどのように取り組んでいるのか、野田内閣の見解如何。

三 要援護者の個人一人一人についての避難方法を、事前に検討する個別計画を策定した全国の地方自治体の状況は具体的にどのようなものになっているのか示されたい。

四 三に関連し、全国における全ての自治体で策定されるよう、国はどのように取り組んでいるのか、野田内閣の見解如何。

五 国は、要援護者に関する総合的な対策を、今後どのように考え進めていくのか、野田内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八〇第一四一号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 岡田 克也
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出要援護者の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出要援護者の支援
に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成二十三年四月一日時点の各市区町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組状況についての調査においては、岩手県の一部の市町村並びに宮城県及び福島県の全市町村を除く千六百四十四市区町村のうち、千二百六十二市区町村が全体計画（災害時要援護者の対象範囲、情報収集・共有の方法等災害時要援護者の避難支援対策に関する取組方針を明らかにした計画をいう。以下同じ。）を策定済みであると回答しており、三百四十九市区町村が平成二十三年度末までに策定する予定であると回答している。また、個別計画（個々の災害時要援護者ごとに避難支援者等を明らかにした具体的な計画をいう。以下同じ。）については、三百六十一市区町村が策定していると回答しており、九百九十八市区町村が策定途中であると回答している。

二、四及び五について

政府としては、災害時要援護者の円滑な避難を確保することは重要であると考えており、これまで市区町村に対し、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成十八年三月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に全体計画及び個別計画を策定するよう促してきたところである。今後、市区町村で計画の策定が進んでいない要因等の調査分析、要援護者等を対象とした東日本大震災における避難の実態調査等を行い、これらの

結果に基づき、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直しも含め、必要な方策を検討してまいりたい。

平成二十四年三月十九日提出
質問 第一 四二 号

原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向け、また福島県民の皆様の手厚い対応をしていくためにも、チェルノブイリ原子力発電所事故を経験したウクライナと、事故への対処に関する協力関係を築くことは極めて重要と考える。従って、次の事項について質問する。

一 原子力発電所事故に対処するため、ウクライナとの間で協力する体制を築く協定を締結する用意があるのか。またそれは何時を目指しているのか、野田内閣の明確な見解如何。

二 チェルノブイリ原子力発電所事故以降、ウクライナが事故に対処し効果のあった事やなかった事も含め、様々な経験をしてきたと思われる。その上で、ウクライナと協力協定を締結する際、具体的にどのような対処事項が考えられるのか、野田内閣の見解如何。

三 これまでウクライナと協力協定を結ぶため、事前にウクライナとどのような折衝を国はしてきたのか示されたい。

四 三に関連し、野田内閣の中の政務三役以上で、過去ウクライナを訪問し内々に折衝をしたことがあるのか示されたい。

五 三、四に関連し、事実確認として、過去民主党内のウクライナ友好議員連盟は当時の民主党内閣と連携して、ウクライナと事前に折衝していたのか。また、その議員連盟の会長である野田内閣の現総理補佐官長島昭久氏は、ウクライナを訪れ折衝をしたことがあるのか。さらに、ウクライナ政府関係者に対し長島補佐官は、紹介等を民間人に託したことがあるのか。加えて、その託した民間人の関係する会社から、野田総理は顧問料を頂いたことがあるのか。それぞれ具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一四二号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 岡田 克也
国 務 大 臣 横路 孝弘殿

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの時期については、現時点において確たる見通しを述べることは困難であるが、政府

は、ウクライナ政府との間で、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定（以下「協定」という。）をできるだけ早期に締結する方向で調整を行っているところである。

二について

協定の内容を予断することは差し控えたいが、ウクライナ政府との間で、例えば、原子力発電所における事故へのその後の対応に関する情報として、低線量被ばくによる影響を含む人間及び環境に対する影響等の情報を収集し、及び分析することについて協力を行っていくことが考えられる。また、原子力発電所における事故の後にとった措置（生活環境の復旧及び住民の保護のための措置並びに放射性廃棄物の取扱い及び緊急事態への対応のための計画を含む。）に関する情報の共有について協力を行っていくことが考えられる。

三について

ウクライナ政府との間では、本年一月に協定の締結交渉を行ったほか、外交ルートを通じて随時協議を行ってきた。

四について

関係府省庁の政務三役がウクライナを訪問し、協定の締結に関してウクライナ側と折衝を行ったことはない。

五について

特定の議員が、協定の締結に関する折衝を行ったとの事実は承知していない。また、協定の締結に関し、長島内閣総理大臣補佐官はウクライナ政府関係者への紹介等を民間人に渡したことはない。

平成二十四年三月十九日提出
質 問 第 一 四 三 号

自主的避難者の現況把握に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

自主的避難者の現況把握に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故によって広範囲に放出された放射性物質により、事故発生より一年が経過した現在でも、多数の原子力被害者が住む家を追われ、家族が離れて生活することを余儀なくされている。中でも放射能による急性障害はもとより、低線量被ばくによる晩発性障害を危惧し、住み慣れた故郷から避難することを自主的に決意した住民に対する政府の支援と現況把握は十分とはいえない状況にある。

私は、三月七日、東日本大震災復興特別委員会において、福島県以外の自治体の自主的避難者について、福島県以外のかを政府が把握するべき旨の質疑を行ったところ、平野文部科学大臣の答弁は、県を通じて要請はしているが県側で把握していないという趣旨のものであった。以上を踏まえ、次の通り質問する。

一 原子力損害賠償紛争審査会の定めた福島県内の対象区域二十三市町村における自主的避難者等対象者は百五十万人と言われており、また対象区域外の市町村をも含めた福島県における自主的避難者人口は二百万人と言われている。対象区域並びに対象区域外の福島県内の地域、及び福島県に隣接する地域において、自主的に避難をされた被災者数を、市町村ごとに改めて明示されたい。また、その数をどのように把握しているのか明らかにされたい。

二 原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針追捕において、対象区域を定める際に基となった自主的避難関連データは、平成二十三年三月一日付けのものであった。これ以降、本格的な調査が行われていないことは甚だ遺憾である。状況が変化するなかで、住民が新たに自主的に避難したり、あるいは自主的避難者が帰還したりと人数に変動があるはずである。政府は、このような変動を適宜把握し、常に新しい情報に基づいて支援策を立案するべきと考え、政府が最新の情報を収集しない理由を、明らかにされたい。

三 自主的避難者は、福島県以外の住民にも多数いるはずであり、政府は当然その現況を把握すべきである。にもかかわらず、平野文部科学大臣は、福島県以外の自治体に関して照会をもって把握を行う旨の答弁をしている。職員が不足している自治体任せにするのではなく、復興庁等の出先機関を使うなど政府が自ら自主的避難者の現況を把握すべきと考える。私の見解に関する政府における見解をイエス又はノーで回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一四三三号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 岡田 克也

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する質問に対する答弁書

一について

福島県内において、東日本大震災の発生後、政府又は地方公共団体による避難等の指示等に基づかず自主的に避難した自主的避難者の市町村別の数については、同県からの報告により把握している限りにおいては、平成二十三年三月十五日現在、福島市において三千二百三十四人、会津若松市において九十九人、郡山市において五千六十八人、いわき市において一万五千三百七十七人、白河市において五百二十二、須賀川市において千三百三十八人、喜多方市において零人、相馬市において四千四百五十七人、二本松市において六百四十七人、田村市において三十九人、南相馬市において零人、伊達市において十四人、本宮市において百三十三人、伊達郡桑折町において四十人、同郡国見町において九百八十六人、同郡川俣町において一人、安達郡大玉村において七人、岩瀬郡鏡石町において百八人、同郡天栄村において五十六人、南会津郡下郷町において零人、同郡檜枝岐村において零人、同郡只見町において零人、同郡南会津町において零人、耶麻郡北塩原村において零人、同郡西会津町において零人、同郡磐梯町において零人、同郡猪苗代町において三人、河沼郡会津坂下町において零人、同郡湯川村において零人、同郡柳津町において零人、大沼郡三島町において零人、同郡金山町において零人、同郡昭和村において零人、同郡会津美里町において零人、西白河郡西郷村において九十二人、同

郡泉崎村において六十人、同郡中島村において九人、同郡矢吹町において三百六十五人、東白河郡棚倉町において十四人、同郡矢祭町において零人、同郡塙町において零人、同郡鮫川村において零人、石川郡石川町において十六人、同郡玉川村において十四人、同郡平田村において零人、同郡浅川町において零人、同郡古殿町において零人、田村郡三春町において零人、同郡小野町において九人、双葉郡広野町において零人、同郡楡葉町において零人、同郡富岡町において零人、同郡川内村において零人、同郡大熊町において零人、同郡双葉町において零人、同郡浪江町において零人、同郡葛尾村において三十五人、同郡新地町において零人、同郡飯館村において零人である。また、福島県に隣接する地域における自主的避難者の数については、把握している限りにおいては、宮城県から、平成二十四年二月一日現在、同県伊具郡丸森町において六十五人であると聞いている。

二及び三について

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者が、公正中立な立場から審議を行い、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）に基づき賠償されるべき損害の範囲等についての指針を示してきたところであり、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追捕（自主的避難等に係る損害について）」（平成二十三年十二月六日原子力損害賠償紛争審査会決定。以下「中間指針追捕」という。）においては、原子力発

電所からの距離、「避難指示等対象区域」との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、住民の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案して、「自主的避難等対象区域」を設定している。その際、福島県内の市町村別の自主的避難者の数については、御指摘のとおり、平成二十三年三月十五日現在のもを用いて検討を行っているが、これは、その後の同県の調査において、同県内の全市町村の市町村別の自主的避難者の数を把握するには至らなかったためである。このほか、中間指針追補の決定に当たっては、同県から報告を受けた同月から同年九月までの同県全体における自主的避難者の数、同県及び総務省が公表している同県内の人口の推移等を、同県内の地域ごとの自主的避難者の数の動向を推計するための資料として用いて検討したところである。今後とも、各地域における自主的避難者の数を把握するため、最も実情を把握し得る立場にある地方公共団体に照会するなどしてまいりたいと考えている。

平成二十四年三月十九日提出
質 問 第 一 四 四 号

汚染状況重点調査地域における健康管理調査
に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

汚染状況重点調査地域における健康管理調査
査に関する質問主意書

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生し

た東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、警戒区域又は計画的避難区域等を除染特別地域と指定するほか、放射線量が一時間あたり、〇・二三マイクロシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域として指定しているところである。汚染状況重点調査地域の指定は、年間の被ばく線が一ミリシーベルトを超えることを理由としており、これは、該当地域において除染なくしては住民生活に支障が及ぶことを政府が認識していることに他ならない。

政府は、「福島県原子力被災者・子ども健康基金」を創設し、福島県が実施する健康管理調査事業を全面的に支援することとしている。これは、被災者に寄り添う重要な施策であると考え、支援対象は福島県に限定されているものである。しかしながら、汚染状況重点調査地域は福島県外の地域にも指定されている。

以上の事実を踏まえて、質問する。

一 原子力事故における健康管理調査事業等に対する支援を福島県に限定する理由は何か。

二 汚染状況重点調査地域は福島県外の地域にも指定されており、その地域は福島県内において汚染状況重点地域に指定されている地域と比べても支援の必要度合いに遜色はないと考える。政府は、健康管理調査事業等に対する支援を福島県以外の地域においても拡大する意思はあるのか、どうか。

内閣衆質一八〇第一四四号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 岡田 克也

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の原子力事故における健康管理調査事業等に対する支援については、福島県が全県民を対象とした放射線による健康影響に関する調査等の事業を実施するに当たり、同県に対して、当該事業を実施するための基金の造成に關し、平成二十三年度第二次補正予算に計上した原子力被災者健康確保・管理関連交付金を交付したものである。

御指摘の汚染状況重点調査地域は、都道府県知事等が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第三十六条に規定する除染実施計画を定めるに当たり、環境大臣が、その地域内の同法第一条に規定する事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として指定するものであって、その地域内の住民に対する放射線

による健康影響に関する調査の要否の観点から指定するものではなく、また、福島県以外の地域の住民の健康管理については、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県において開催された放射線による健康影響に関する有識者会合において、環境放射線モニタリングの結果やホールボディカウンタによる測定結果等から、科学的には放射線による健康影響に関する調査は必要ない等の結論が出されたと承知しており、政府としては、当該地域の住民について、放射線による健康影響に関する調査を実施する状況ではないと考えているが、当該地域においても、放射線による健康影響について大きな不安を抱えている住民がいることから、環境放射線モニタリングの結果や原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下に開催されている放射性物質汚染対策顧問会議の下で開催された、有識者から構成される「低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書等を踏まえて、放射線による健康影響に関する専門家等による住民説明会の開催等の必要な対応について、関係地方公共団体と相談の上、検討していくこととしている。

平成二十四年度一般会計暫定予算

右
国会に提出する。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

内 閣 府	官 業 益 金 及 官 業 収 入	官 業 収 入	入	病 院 収 入	656	
総 務 省	雑 収 入	諸 収 入	入	電 波 利 用 料 収 入	1,431,687 1,431,687 1,431,687	656
法 務 省	雑 収 入	諸 収 入	入	許 可 及 手 数 料 罰 金 及 没 収 金 徴 収 及 返 納 金	1,622,774 1,622,774 660,087 952,098 10,589	
財 務 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税 入	酒 関 税 印 紙 収 入	酒 関 税 印 紙 収 入	8,000,000 7,000,000 1,000,000 6,000,000 1,000,000 1,000,000 16,099	
文 部 科 学 省	雑 収 入	諸 収 入	許 可 及 手 数 料 計	許 可 及 手 数 料 計	8,016,099 16,099	
厚 生 劳 働 省	官 業 益 金 及 官 業 収 入	官 業 収 入	物 品 売 払 収 入 雑 収 入	物 品 売 払 収 入 雑 収 入	434,820 434,820 23 434,797 16,876 16,876 16,876	

雑収入	雑収入	諸収入	授業料及入学検定料計	6,880 6,880 23,756 598 598	6,880 6,880
国土交通省	雑収入	諸収入	許可及手数料	14,984 14,984	14,984
環境省	雑収入	国有財産利用収入	国有財産使用収入	260,953 260,953	260,953
防衛省	官業益金及官業収入	官業収入	病院収入	260,953	260,953
歳入				計	11,836,720

歳出				
所管	組	組織	項目	金額(千円)
皇	室	費	内宮	6,480
			廷族	52,916
			費	5,826
			計	65,222
			衆議院	2,095,793
			衆議院	140
			衆議院	2,095,933
国	会	衆議院	衆議院	1,079,826
			衆議院	100
			衆議院	1,079,926

裁 判 所	国立国会図書館 裁判官訴訟委員会 裁判官弾劾裁判所	国立国会図書館 裁判官訴訟委員会 裁判官弾劾裁判所	国立国会図書館 裁判官訴訟委員会 裁判官弾劾裁判所	160,910
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	143
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	120
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	3,337,032
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	106,190
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	57,460
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	6,962
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	312,600
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	160
	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	483,372
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	97,897
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	246,419
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	245,670
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	543
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	492,632
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	5,046
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	38,874
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	536,552
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	163,003
	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	90,825
内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	67,858
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	33,185
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	1,501
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	1,918
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	900
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	27,239
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	924
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	31,665
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	
	内 閣 府 内	内 閣 府 内	内 閣 府 内	

北方対策本部 国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄総合事務局	共生社会政策費	27,741
	栄典行政費	879
	男女共同参画社会形成促進費	4,788
	食品安全政策費	1,374
	公益法人制度改革推進費	1,687
	经济社会総合研究所	18,639
	迎賓施設運営費	17,356
	計	491,482
	北方対策本部	3,029
	国際平和協力本部	5,806
	日本学術会議	2,427
	官民人材交流センター	565
	沖縄総合事務局	21,927
	沖縄治水事業工事諸費	6,698
	沖縄道路整備事業工事諸費	11,813
宮内庁 公正取引委員会 警察庁 生活安全警察費 刑事警察費 組織犯罪対策費	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	9,414
	沖縄道路環境整備事業工事諸費	1,292
	沖縄国営公園事業工事諸費	2,160
	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	8,968
	計	62,272
	宮内庁	14,041
	公正取引委員会	27,615
	警察庁	103,747
	生活安全警察費	630
	刑事警察費	11,786
宮内庁 公正取引委員会 警察庁	組織犯罪対策費	1,138

總務省	内閣府	所管合計	交通警察警察本部	1,580
			警備警察本部	8,954
			皇宮警察本部	13,221
			情報技術犯罪対策費	4,489
			科学警察研究所	18,446
			警察活動基盤整備費	1,231,464
			計	1,395,455
			金融庁共通費	80,291
			金融機能安定確保費	12,377
			投資者等保護費	32,197
			金融機能円滑化推進費	199
			計	125,064
			消費者庁共通費	33,971
			消費者政策費	10,973
			計	44,944
			2,172,700	
総務省	内閣府	所管合計	総務省共通費	160,161
			人事管理推進費	7,829
			行政管理実施費	2,448
			行政評価等実施費	1,983
			地方行政制度整備費	2,586
			地域振興費	11,616
			地方財政制度整備費	1,154
			地方交付税交付金	3,123,972,394
			地方特例交付金	63,733,500
			地方税制度整備費	666
			選挙制度等整備費	787
			電子政府・電子自治体推進費	177,041

法 務 省	管 区 行 政 評 価 局	情報通信技術研究開発推進費	4,428
		情報通信技術高度活用推進費	41,069
		情報通信技術利用環境整備費	83,653
		電波利用料財源電波監視等実施費	256,142
		情報通信国際戦略推進費	34,558
		郵政行政推進費	3,878
		一般戦災死没者追悼等事業費	300
		恩給調査費	140,736,149
		統計調査費	130,334
		計	3,329,362,676
		管区行政評価局共通費	68,780
		行政評価等実施費	5,543
		計	74,323
		総合通信局共通費	15,309
		情報通信技術高度活用等推進費	919
		電波利用料財源電波監視等実施費	30,906
公 害 等 調 整 委 員 会 消 防 庁	管 区 行 政 評 価 局	計	47,134
		公害等調整委員会	2,054
		消防庁共通費	9,712
		消防防災体制等整備費	29,489
		計	39,201
		管区行政評価局共通費	3,329,525,388
		法務本省共通費	48,004
		基本法整備備費	2,492
		司法制度改革推進費	14,292
		檢察企画調整費	755

法 務 總 合 研 究 所	矯正企画調整費	713
	更生保護企画調整推進費	315
	債権管理回収業審査監督費	184
	訟務費	626,732
	出入国管理企画調整推進費	8,258
	法務省施設費	21
	法務行政情報化推進費	15,552
	計	717,318
	法務総合研究所共通費	20,124
	法務調査研究費	561
検 察 庁	国際協力推進費	999
	計	21,684
	検察官署共通費	350,506
	検察官署費	99,481
	検察運営費	52,244
	計	502,231
	矯正官署共通費	318,623
	矯正官署業務費	108,931
	矯正収容費	833,699
	矯正施設民間開放推進費	71,636
更生保護官署	計	1,332,889
	更生保護官署共通費	55,217
	更生保護活動費	105,760
	計	160,977
	法務局共通費	204,929
	法務局業務処理費	852,998
	登記事務処理費	
	国籍等事務処理費	16,903
	計	
	法務局	

外務省	外務省	法務省	外務省	在 外 公 館	人 權 擁 護 活 動 費 計	8,827	
					地方入国管理官署共通費	1,083,657	
					出入国管理業務費	99,156	
					計	313,318	
					公安審査委員会 公安調査庁共通費	412,474	
					破壊の団体等調査費	176	
					計	38,864	
					公安調査庁共通費	42,352	
					計	81,216	
					計	4,312,622	
					外務本省共通費	275,263	
					地域別外交費	23,294	
					分野別外交費	34,348	
財務省	財務省	法務省	外務省	在 外 公 館	広報文化交流及報道対策費	16,095	
					領事政策費	216,406	
					領事協力費	831,078	
					計	1,396,484	
					在 外 公 館 共 通 費	1,052,965	
					地域別外交費	6,480	
					分野別外交費	1,713	
					広報文化交流及報道対策費	15,611	
					領事政策費	55,747	
					領事協力費	18,811	
					計	1,151,327	
					計	2,547,811	
					財務本省共通費	147,793	
					財政健全化推進費	197,775	
					税制企画立案費	3,447	

文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	資 産 債 務 管 理 費	63,948
		国 債 費	6,817,254
		貨幣製造及信用秩序制度等企 画立案費	6,264
		関税制度等企画立案費	26,668
		経 済 協 力 費	7,719
		予 備 費	7,000,000
		計	14,270,868
		財 務 局 共 通 費	127,344
		財 務 局 業 務 費	288,531
		計	415,875
		税 関 共 通 費	66,262
		税 関 業 務 費	522,979
		計	589,241
		国 税 庁 共 通 費	286,107
		国 税 庁 業 務 費	2,273,021
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	国 税 不 服 審 判 所 計	7,058
		財 務 省 所 管 合 計	2,566,186
		文部科学本省共通費	17,842,170
		生涯学習振興費	62,936
		初等中等教育等振興費	3,509
		高等教育振興費	1,529,346
		科学技術・学術政策推進費	157
		放射能調査研究費	11,831
		放射線障害防止等対策費	7,600
		研究開発推進費	1,673
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	研究開発推進費	820
		計	37,169

厚生労働省	文部科学本省所轄機関	国際交流・協力推進費計	252
		国立教育政策研究所	1,655,293
		科学技術政策研究所	13,562
		日本学士院	1,930
		計	352
	文化庁	文化庁共通費	15,844
		文化振興費	4,031
		文化振興芸術院費	200
		日本芸術院	458
		文化財保存事業費	9,055
		文化振興基盤整備費	2,384
		計	16,128
	文部科学本省	厚生労働本省共通費	1,687,265
		医療提供体制確保対策費	283,712
		医療従事者等確保対策費	1,170
		医療従事者資質向上対策費	10,508
		医療安全確保推進費	1,362
		感染症対策費	621
		特定疾患等対策費	5,799
		移植医療推進費	12,990
		原爆被爆者等援護対策費	311
		医薬品承認審査等推進費	69,902
		医薬品安全対策等推進費	3,983
		医薬品適正使用推進費	1,496
		血液製剤対策費	63
		医薬品等研究開発推進費	1,046
		医療保険給付諸費	2,064
			7,449

地域保健対策費	507
健康増進対策費	2,856
健康危機管理推進費	79
食品等安全確保対策費	13,104
水道安全対策費	414
麻薬・覚せい剤等対策費	5,840
化学物質安全対策費	1,461
生活衛生対策費	168
労働条件確保・改善対策費	913
高齢者等雇用安定・促進費	42,607
職業能力開発強化費	68
若年者等職業能力開発支援費	40,781
障害者等職業能力開発支援費	41,464
男女均等雇用対策費	1,880
保育所運営費	77
児童虐待等防止対策費	67
母子保健衛生対策費	90
母子家庭等対策費	59,188,709
子ども・子育て支援対策費	67
生活保護費	120,837,398
地域福祉推進費	1,703
遺族及留守家族等援護費	5,940,445
戦没者慰霊事業費	2,849
中国残留邦人等支援事業費	2,568
恩給進達等実施費	642
障害保健福祉費	37,586,165
公的年金制度運営諸費	713

	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	470,849
	企業年金等健全育成費	198
	高齢者日常生活支援等推進費	934
	介護保険制度運営推進費	4,245
	業務取扱費年金特別会計へ繰入	120,872
	国際協力費	8,578
	厚生労働科学研究費	868
	計	224,722,655
検疫所	検疫所共通費	14,924
	検疫業務等実施費	7,278
	輸入食品検査業務実施費	34,104
	計	56,306
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	8,882
	国立ハンセン病療養所運営費	171,031
	計	179,913
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	15,708
	血清等製造及検定費	2,242
	厚生労働本省試験研究所試験研究費	62,792
	計	80,742
国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	22,214
	国立児童自立支援施設運営費	1,216
	国立更生援護所運営費	32,980
	計	56,410
地方厚生局	地方厚生局共通費	32,872
	保険医療機関等指導監督等実施費	26,009

農 林 水 産 省	農 林 水 産 省	厚 生 労 働 省	麻 薬 ・ 覚 せい 剤 等 対 策 費	8,908
			医 療 観 察 等 実 施 費	1,943
			計	69,732
			都 道 府 県 労 働 局 共 通 費	20,981
			労 働 条 件 確 保 ・ 改 善 対 策 費	17,304
			個 別 労 働 紛 争 対 策 費	1,942
			職 業 紹 介 事 業 等 実 施 費	4,523
			高 齢 者 等 雇 用 安 定 ・ 促 進 費	182,665
			男 女 均 等 雇 用 対 策 費	718
			計	228,133
農 林 水 産 省	農 林 水 産 省	中 央 労 働 委 員 会	中 央 労 働 委 員 会 共 通 費	1,959
			労 使 関 係 等 安 定 形 成 促 進 費	6,887
			計	8,846
			農 林 水 産 本 省 共 通 費	135,068
			食 の 安 全 ・ 消 費 者 の 信 頼 確 保 対 策 費	25,831
			国 産 農 畜 産 物 ・ 食 農 連 携 強 化 対 策 費	10,096
			食 料 安 全 保 障 確 立 対 策 費	4,964
			農 業 経 営 対 策 費	66,175
			共 済 掛 金 国 庫 負 担 金 等 農 業 共 済 再 保 険 特 別 会 計 へ 繰 入	1,878
			優 良 農 地 確 保 ・ 有 効 利 用 対 策 費	1,097
農 林 水 産 省	農 林 水 産 省	厚 生 労 働 省	農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 等 推 進 費	520
			農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 ・ 整 備 事 業 費	12,327
			環 境 保 全 型 農 業 生 産 対 策 費	2,934
			農 山 漁 村 6 次 産 業 化 対 策 費	4,532
			計	20,313

農林水産本省検査指導機関 農林水産技術会議	都市農村交流等対策費	924
	農村地域資源等保全推進費	2,848
	農林水産政策研究所	3,628
	農林水産業地球環境対策費	669
	農林水産統計調査費	58,033
	農業施設災害復旧事業費	2,982
	計	334,506
	農林水産本省検査指導所	84,883
	農林水産技術会議共通費	13,603
	農林水産業研究開発費	34,885
地方農政局	計	48,488
	地方農政局	100,583
	海岸事業工事諸費	1,136
	農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	43,390
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	22
北海道農政事務所 林野庁	計	145,131
	北海道農政事務所	5,933
	林野庁共通費	6,265
	森林整備・保全費	2,829
	林業振興対策費	595
	林産物供給等振興対策費	303
	山林施設災害復旧事業費	13,247
	計	23,239
	水産庁共通費	6,963
	水産資源回復対策費	261,597
水産庁	漁業経営安定対策費	639

経済産業省	経済産業省	農林水産省	保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	636
			漁村振興対策費	52
			水産基盤整備事業工事諸費	1,068
			漁港施設災害復旧事業費	1,609
			計	272,564
		経済産業省	経済産業省 共通費	914,744
			技術革新促進・環境整備費	102,840
			工業標準・知的基盤整備費	2,328
			情報技術活用促進費	2,625
			経済産業統計調査費	81,798
			ものづくり産業振興費	12,966
			地域経済活性化対策費	3,712
			通商政策推進費	2,490
			貿易投資促進費	3,387
			経済協力費	740
			貿易管理費	155
			資源循環推進費	3,323
			環境経営・競争力強化費	778
			まちづくり推進費	3,205
			消費者行政推進費	130
			計	140
		経済産業局	経済産業局 共通費	669
			経済産業統計調査費	221,286
			計	36,516
経済産業統計調査費			2,230	
計			38,746	

産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	5,411	
	産業保安費	1,157	
	計	6,568	
	資源エネルギー庁共通費	6,904	
	中小企業庁共通費	12,116	
	経営革新・創業促進費	1,632	
	中小企業事業環境整備費	217	
	経営安定・取引適正化費	581	
	計	14,546	
	経済産業省	288,050	
	国土交通本省共通費	3,569,438	
	国営公園等事業費	171,440	
	水害・土砂災害対策費	1,359	
	公共交通等安全対策費	1,544	
	総合物流体系整備推進費	23,782	
国土交通省	社会資本整備・管理効率化推進費	6,340	
	不動産市場整備等推進費	3,409	
	建設市場整備推進費	1,037	
	国土交通統計調査費	6,324	
	国土調査費	804	
	北海道開発事業費	19,777	
	情報化推進費	31,001	
	官庁営繕費	2,589	
	河川等災害復旧事業費	193,918	
	計	4,032,762	
国土技術政策総合研究所		10,228	

国 土 地 理 院	技 術 研 究 開 発 推 進 費	7,057
	計	17,285
	国 土 地 理 院 共 通 費	7,874
	災 害 情 報 整 備 推 進 費	11,879
	地 理 空 間 情 報 整 備 ・ 活 用 等 推 進 費	43,346
	計	63,099
	海 難 審 判 所 共 通 費	1,155
	海 難 審 判 費	605
	計	1,760
	地 方 整 備 局 共 通 費	46,697
	地 方 整 備 推 進 費	14,773
	国 営 公 園 事 業 工 事 諸 費	11,903
	道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	230
	計	73,603
	北 海 道 開 発 局 共 通 費	7,004
	北 海 道 開 発 行 政 推 進 費	4,370
	北 海 道 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	81,512
	北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	200,475
	北 海 道 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	63,817
北 海 道 開 発 局	北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	14,257
	北 海 道 国 営 公 園 事 業 工 事 諸 費	868
	北 海 道 農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 ・ 整 備 事 業 等 工 事 諸 費	85,334
	北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	151
	計	457,788

地方運輸局	地方運輸局共通費	23,838
	地方運輸行政推進費	7,217
	計	31,055
地方航空局	地方航空局共通費	871
観光	観光振興費	1,548
	計	279
気象庁	気象官署共通費	1,827
	観測予報等業務費	176,135
	気象研究費	176,307
	計	13,457
	運輸安全委員会海上保安官署共通費	365,899
	船舶交通安全及海上治安対策費	4,772
	航路標識整備事業工事諸費	546,257
	計	755,280
国土交通省	国土交通省共通費	1,393
環境省	環境本省共通費	1,302,930
	地球温暖化対策推進費	6,353,651
	地球環境保全費	21,977
	大気・水・土壌環境等保全費	11,557
	廃棄物・リサイクル対策推進費	12,635
	生物多様性保全等推進費	75,468
	自然公園等事業費	37,155
	化学物質対策推進費	54,767
	環境保健対策推進費	34,004
	計	27,921
		6,000

防 衛 省	環境・経済・社会の統合的向上費		14,961	
	環境政策基盤整備費		77,012	
	環境調査研修所		19,821	
	自然公園等事業工事諸費		1,864	
	計		395,142	
	地方環境事務所共通費		18,011	
	地方環境対策費		32,128	
	計		50,139	
	原子力規制庁共通費		15,782	
	原子力安全確保費		6,395	
	計		22,177	
	環境省所管合計		467,458	
	防衛本省共通費		8,982,439	
	武器車両等整備費		1,356,700	

防 衛 省	航空機整備費		302,191	
	艦船整備費		145,341	
	研究開発費		416,815	
	人材確保育成費		794,045	
	防衛施設安定運用関連諸費		2,401,648	
	在日米軍等駐留関連諸費		31,277	
	計		14,430,456	
	地方防衛局		31,251	
	地方防衛省所管合計		14,461,707	
	歳 出 総 計		3,610,496,378	

平成二十四年度一般会計暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、平成二十四年四月一日から四月六日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入総額百十八億三千七百万円、歳出総額三兆六千四百億九千六百万円であつて、三兆五千九百八十六億六千万円の歳出超過となつてゐる。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することとしている。

歳入

- 1 租税及印紙収入 八、〇〇〇百万円
- 2 雑収入等 三、八三七百万円

歳出

- 1 社会保障関係費 二一八、六五七百万円
 - (1) 生活保護費 一二〇、八三七百万円
 - (2) 社会福祉費 九七、四二〇百万円
 - (3) 保健衛生対策費 三〇三百万円
 - (4) 雇用労災対策費 九七百万円
- 2 文教及び科学振興費 一、八九三百万円
 - (1) 科学技術振興費 三六〇百万円
 - (2) 教育振興助成費 一、五三三百万円
- 3 国債費 六、八一七百万円
- 4 恩給関係費 一四六、六七九百万円
 - (1) 文官等恩給費 四、四四九百万円
 - (2) 旧軍人遺族等恩給費 一三六、二七八百万円
 - (3) 恩給支給事務費 九百万円
 - (4) 遺族及び留守家族等援護費 五、九四三百万円
- 5 地方交付税交付金 三、一二三、九七二百万円
- 6 地方特例交付金 六三、七三四百万円
- 7 防衛関係費 一四、四六二百万円

8 公共事業関係費

- (1) 治山治水対策事業費 一、〇二九百万円
- (2) 道路整備事業費 八九百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 二二二百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 七五百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 一六百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 二七〇百万円
- (7) 災害復旧等事業費 一五五百万円
- 9 経済協力費 二二二百万円
- 10 中小企業対策費 八五八百万円
- 11 エネルギー対策費 三六百万円
- 12 食料安定供給関係費 三四百万円
- 13 その他の事項経費 四六五百万円
- 14 予備費 二四、八六一百万円

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十四年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行つたための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年三月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

予算委員長 中井 治

平成二十四年度特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

平成24年度特別会計暫定予算
予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の平成24年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げる
とおりとする。

内閣府、総務省及び 財務省所管	交付税及び歳与税配付金
財務省所管	地震再保険
財務省及び国土交通 省所管	国債整理基金
文部科学省、経済産業 省及び環境省所管	外国為替資金
厚生労働省所管	財政投資融資
農林水産省所管	エネルギー対策
	労働保険
	年金
	食料安定供給
	農業共済再保険
	森林保険
	国有林野事業
	漁船再保険及び漁業共済 保険
経済産業省所管	貿易再保険
国土交通省所管	社会資本整備事業 自動車安全 東日本大震災復興

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成24年4月1日から4月6日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添付
する。

(一時借入金等の限度額)

第4条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項
の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	限 度 額
外国為替資金	145,000,000千円
東日本大震災復興	9,253,475

2 財政投融资特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第9条第2項の規定による一時
借入金及び融通証券の限度額は、700,000,000千円とする。

3 外国為替資金特別会計において、「特別会計に関する法律」第83条第4項の規定による繰替使用を
行うときは、同項の規定による繰替金と同条第1項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金
との合計額は、第1項に規定する限度額の範囲内とする。

(再保険契約の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度
は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
地震再保険	「地震保険に関する 法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべ き再保険金の総額 4,775,550,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を 相手方とする次の各保険ごと の再保険金額の総額
	普通輸出保険	428,200,000
	輸出代金保険	422,800,000
	為替変動保険	1,200,000
	輸出手形保険	35,400,000
	輸出保証保険	3,400,000
	前払輸入保険	2,000,000
	仲介貿易保険	39,000,000
	海外投資保険	26,200,000
	海外事業資金貸付保険	177,800,000
	独立行政法人日本貿易保険が 負う再保険責任についての再 保険の再保険金額の総額	20,800,000

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第6条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であつて、右欄に掲げる事由により当該経費に充てべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加

(東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等)

第7条 東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出暫定予算」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2 東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつ

た場合においても、その所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第8条 東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
復興庁	復興庁	地域活性化等復興政策費、金融機能安定・円滑化復興政策費、教育・科学技術等復興政策費、社会保障等復興政策費、農林水産業復興政策費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、東日本大震災復興水道施設整備事業調査諸費
環境省	原子力規制庁	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費

甲号 歳入歳出暫定予算

所管	特別会計	歳入		歳出	
		款	項	金 額(千円)	金 額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金 交付金勘定	他会計より受入	一般会計より受入	3,187,705,894	3,643,972,394
		前年度剰余金受入	一般会計より受入	3,187,705,894	63,733,500
		合 計	地方交付税交付金	980,800,976	976
		雑 収 入	事務取扱費	4,168,506,870	
		合 計	合 計	66,111	3,707,706,870
財務省	地震再保険	雑 収 入	再保険取扱費	66,111	1,566,917
		合 計	合 計	66,111	680
		他会計より受入	国債整理支出	37,501,381	2,341,865,797
			他会計より受入	37,501,381	17,254

財務省及び国土交通省	外国為替資金	公債金	2,300,000,000		
		運用収入	2,300,000,000		
		雑収入	2,239,205		
		合計	2,341,883,051		2,341,883,051
	財政投資	運用収入	32,297,918	事務取扱費	11,144
		合計	32,297,918	国債整理基金特別会計へ繰入	29,375,222
	財政融資資金勘定	資金運用収入	2,401,035	事務取扱費	29,386,366
		運用利殖金収入	2,401,035	諸支出金	30,192
	投資勘定	合計	2,401,035	国債整理基金特別会計へ繰入	10,148,208
		前年度剰余金受入	279	合計	1,308,905
文部科学省、経済産業省及び環境省	特定国有財産整備勘定	前年度剰余金受入	279	事務取扱費	11,487,305
		前年度剰余金受入	30,648	特定国有財産整備費	279
	エネルギー対策	合計	30,648	事務取扱費	6,765
		前年度剰余金受入	30,648	合計	23,883
	エネルギー需給勘定	前年度剰余金受入	10,258	燃料安定供給対策費	30,648
		合計	10,258	事務取扱費	63
		前年度剰余金受入	10,258	合計	10,195
		合計	10,258	合計	10,258
		前年度剰余金受入			
		合計			

厚生労働省	労働保険 労働災害 雇用安定	電源開発促進勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	73,478	73,478	電源立地对策費 電源利用対策費 原子力安全規制対策費 事務取扱費 合 計	6,404 224 19,190 47,660 73,478
		収入	雑収入	雑収入				
	収入	7,667,891					労働安全衛生対策費	54,069
	雑収入	7,667,891					保険給付費	6,539,474
	雑収入	330,420					社会復帰促進等事業費	1,087,956
	雑収入	330,420					仕事生活調和推進費	8,452
	雑収入	115,691					個別労働紛争対策費	14,482
	雑収入	115,691					業務取扱費	409,569
	雑収入	8,114,002					合 計	8,114,002
	雑収入	3,788,546					労使関係安定形成促進費	8,583
	雑収入	3,788,546					個別労働紛争対策費	14,482
	雑収入	429,531					職業紹介事業等実施費	953,365
	雑収入	429,531					地域雇用機会創出等対策費	8,718,102
	雑収入						高齢者等雇用安定・促進費	3,136,550
	雑収入						失業等給付費	37,010,092
	雑収入						就職支援法事業費	1,878,235
	雑収入						東日本大震災復興就職支援法事業費	549,065
	雑収入						職業能力開発強化費	731,388
	雑収入						若年者等職業能力開発支援費	6,229
	雑収入						障害者職業能力開発支援費	23,712

技能継承・振興推進費	12,469					
男女均等雇用対策費	196,160					
業 務 取 扱 費	620,847					
合 計	53,859,279					
業 務 取 扱 費	159,733					
諸 支 出 金	942,191					
		2,195	513,451	保険料収入	保険収入	徴収勘定
		2,195	2,195	一般拠出金収入	一般拠出金収入	
		14,518	14,518	雑収入	雑収入	
		16,451,803	16,451,803	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	
合 計	1,101,924	16,981,967	16,451,803	前年度剰余金受入	合 計	年 金
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	406,199	2,572,366	2,572,366	保険料収入	保険収入	国民年金勘定
		2,535,956	2,535,956	保険料収入	保険収入	
		36,410	36,410	運 用 収 入	運 用 収 入	厚生年金勘定
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	732,728	1,016,264	1,016,264	保険料収入	保険収入	
		720,154	720,154	保険料収入	保険収入	福祉年金勘定
		296,110	296,110	運 用 収 入	運 用 収 入	
福祉年金給付費	470,849	470,849	470,849	一般会計より受入	他会計より受入	健康勘定
業務取扱費等業務勘定へ繰入	74,570	133,628	133,628	保険料収入	保険収入	子どものための金銭の給付勘定
業 務 取 扱 費	602	3,261,304	133,628	保険料収入	拠 出 金 収 入	

業 務 勘 定	他 会 計 より 受 入	事 業 主 抛 出 金 収 入		業 務 取 扱 費	
		一 般 会 計 より 受 入	他 勘 定 より 受 入		
農 林 水 産 省	他 勘 定 より 受 入	120,872	1,213,497	業 務 取 扱 費 社会保険オンラインシ テム費	194,211
	雑 収 入	16,940	16,940		1,157,098
	合 計	1,351,309	1,351,309	合 計	1,351,309
	食 料 安 定 供 給 農業経営基盤強化勘 定	15,942	15,801	事務取扱費業務勘定へ繰 入	2,201
	農業経営安定勘定	5,612	141		490
	他 勘 定 より 受 入	5,612	5,612	農業経営安定事業費 事務取扱費業務勘定へ繰 入	490
	合 計	5,612	5,612		5,122
	米 管 理 勘 定	462,457	462,457	合 計	5,612
	輸 入 米 等 納 付 金	1,647	1,647		10,036
	雑 収 入	202	202	合 計	10,036
麦 管 理 勘 定	合 計	464,306	464,306		10,036
	麦 売 払 代	7,017,561	7,017,561	麦 買 入 費	6,467,626
	輸 入 麦 等 納 付 金	5,734	5,734		4,301

		輸入表等納付金			合 計
業務勘定	他勘定より受入	7,023,295	5,734	事務取扱費	6,471,927
調整勘定	前年度剰余金受入	21,660	21,660	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	21,660
国営土地改良事業勘定	前年度剰余金受入	5,612	5,612	土地改良事業工事諸費	5,612
農業共済再保険	前年度剰余金受入	41,156	41,156	農業再保険費及交付金	41,156
農業勘定	農業再保険収入	116,930	116,930	家畜再保険費及交付金	116,930
家畜勘定	家畜再保険収入	627,066	627,066	果樹再保険費及交付金	627,066
果樹勘定	果樹再保険収入	49,724	49,724	園芸施設再保険費及交付金	49,724
園芸施設勘定	園芸施設再保険収入	58,101	58,101	業務取扱費	58,101
業務勘定	他会計より受入	1,878	1,878	森林保険取扱費	1,878
森林保険	森林保険収入	40,342	40,342	合 計	38,198
国有林野事業	合 計	40,342	40,342	国有林野事業費	2,144
	国有林野事業収入	74,954	74,954	治山事業工事諸費	40,342
	業務収入	32,696	32,696	国有林野森林整備事業工事諸費	171,599
	林野等売却代金	16,171	16,171		9,403
					35,346

経済産業省	漁船再保険及び漁業共済保険	雑収入	財産貸付料等収入	26,087	国有林野災害復旧事業費	37,641
	合計		国有林野事業雑収入 治山事業雑収入	1,478 1,459 19	合計	253,989
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入	前年度繰越資金受入	1,619	漁船再保険費及交付金	1,619
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入	前年度繰越資金受入	3,365	漁船特殊再保険費	3,365
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入	前年度繰越資金受入	448	給与再保険費	448
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入	前年度繰越資金受入	68,166	漁業共済保険費及交付金	68,166
	業務勘定	他会計より受入	一般会計より受入	636	業務取扱費	636
	貿易再保険	雑収入	雑収入	151,495	事務取扱費	33,584
	特許	特許料等収入	特許料等収入	479,621	事務取扱費	1,585,132
	雑収入	雑収入	雑収入	3,110		
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	1,102,401		
合計		合計	前年度剰余金受入	1,585,132	合計	1,585,132

国 土 交 通 省	社会資本整備事業 治 水 勘 定	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	河 川 整 備 事 業 費 北海道河川整備事業費 沖繩河川整備事業費 砂 防 事 業 費 合 計	2,116,576 263,646 39,424 7,477 2,427,123
	道 路 整 備 勘 定	合 計 前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	道路交通安全対策事業費 北海道道路交通安全対策事業費 沖縄道路交通安全対策事業費 合 計	4,534,000 1,238,000 82,000 5,854,000
	空 港 整 備 勘 定	合 計 空 港 使 用 料 収 入	空 港 使 用 料 収 入	空 港 等 維 持 運 営 費	1,945,358
		雑 収 入	雑 収 入		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
	業 務 勘 定	合 計 前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	合 計 業 務 取 扱 費	1,945,358 1,639,147
	自 動 車 安 全 自動車検査登録勘定	検 査 登 録 手 数 料 収 入	検 査 登 録 印 紙 収 入 検 査 登 録 手 数 料 収 入	業 務 取 扱 費	988,594
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
		合 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	合 計	988,594

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		款	項	金 額(千円)	金 額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、科学技術省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、及び防衛省	東日本大震災復興		国 会	11,272	
			衆 議 院	5,506	
			衆 議 院	5,506	
			参 議 院	5,766	
			参 議 院	5,766	
			内 閣	4,341	
			内 閣 官 房	4,341	
			内閣官房共通費	4,341	
			内 閣 府	148,484	
			警 察 庁	148,484	
			警察活動基盤整備費	148,484	
			復 興 庁	952,759	
			復 興 庁	952,759	
			復興庁共通費	35,437	

地域活性化等復興政策費	15,195
金融機能安定・円滑化復興政策費	2,463
教育・科学技術等復興政策費	85,413
社会保障等復興政策費	39,520
農林水産業復興政策費	6,883
住宅・地域公共交通等復興政策費	4,955
環境保全復興政策費	762,813

					東日本大震災復興水道施設整備事業調査諸費	80
					法 務 省	40,592
					法 務 本 省	1,622
					法務行政情報化推進費	1,622
					検 察 庁	506
					検 察 運 営 費	506
					更生保護官署	1,603
					更生保護官署共通費	166
					更生保護活動費	1,437
					法 務 局	36,795
					法 務 局 共 通 費	1,912
					登記事務処理費	33,523
					国籍等事務処理費	1,360
					地方入国管理官署	66
					出入国管理業務費	66
					財 務 省	8,000,000
					財 務 本 省	8,000,000
					予 備 費	8,000,000
					文 部 科 学 省	37,075
					文 部 科 学 本 省	37,075
					放射線障害防止等対策費	19,127
					研究開発推進費	17,948
					厚生労働省	2,131

				厚生労働本省	1,992
				食品等安全確保対策費	1,992
				国立更生援護機関	139
				国立更生援護機関施設費	139
				農林水産省	8,860
				農林水産本省	8,860
				農林水産本省共通費	52
				食の安全・消費者の信頼確保対策費	8,808
				国土交通省	23,908
				海上保安庁	23,908
				船舶交通安全及海上治安対策費	23,908
				環境省	24,053
				環境本省	75
				環境本省共通費	75
				地方環境事務所	12,937
				地方環境事務所共通費	12,937
				原子力規制庁	11,041
				原子力規制庁共通費	5,265
				原子力安全確保費	3,600
				放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	2,176
				合計	9,253,475

平成二十四年度特別会計暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十八特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成二十四年四月一日から四月六日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

会 計 名	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	四、一六八、五〇七	三、七〇七、七〇七
交付税及び譲与税配付金勘定	二、三四一、八八三	二、三四一、八八三
国債整理基金特別会計	三二、二九八	二九、三八六
外国為替資金特別会計		
労働保険特別会計	八、一一四	八、一一四
労災勘定	四、二二八	五三、八五九
雇用勘定	一六、九八二	一、一〇二
徴収勘定		
年金特別会計	二、五七二	四〇六
国民年金勘定	一、〇一六	七二三
厚生年金勘定	四七一	四七一
福祉年金勘定	一三四	七五
健康勘定	三、二六一	一
子どものための金銭の給付勘定	一、三五一	一、三五一
業務勘定		

社会資本整備事業特別会計

治水勘定 二、四二七 二、四二七

道路整備勘定 五、八五四 五、八五四

空港整備勘定 一、九四五 一、九四五

業務勘定 一、六三九 一、六三九

東日本大震災復興特別会計

以上のほか、地震再保険、財政投融资、エネルギー対策、食料安定供給、農業共済再保険、森林

保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会

計についても所要の措置を講じている。

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十四年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年三月三十日

予算委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

予算総則

(収入支出暫定予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成二十四年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

沖繩振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2 前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成二十四年4月1日から4月6日までの期間に係るものである。

(保険契約等の限度額)

第3条 株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額 480,000千円

甲号 収入支出暫定予算

政府関係機関	収入		支出	
	款	項	項	金額(千円)
沖繩振興開発金融公庫	事業益金	事業益金	事業損金	36,291
	雑収入			575
	合計	住宅資金貸付手数料等収入	合計	36,291

「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の総額	
農林水産業者向け業務	72,000
保険価額の総額	676,000,000
補てんの額の総額	43,782,000
保険価額の総額	1,720,000

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条

2 前項に規定する株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ロに規定する業務をいう。

(流用の制限)

第4条 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務	事業益金	事業益金	事業益金	事業益金	事業益金	事業損金	1,012,012
	雑収入	運用収入	雑収入	3,674,184	3,674,184		
農林水産業者向け業務	合計	雑収入	事業益金	3,480	405		
	事業益金	雑収入	事業益金	3,075	3,075		
中小企業者向け業務	合計	雑収入	事業益金	3,677,664	175,563		1,012,012
	事業益金	雑収入	事業益金	175,563	175,563		132,775
信用保険等業務	合計	雑収入	事業益金	14,635	14,635		
	事業益金	雑収入	事業益金	190,198	2,127,000		132,775
	合計	雑収入	事業益金	2,127,000	2,127,000		316,020
	事業益金	雑収入	事業益金	11	11		39,971
	合計	雑収入	事業益金	2,718,284	2,718,284		24,226,041
	事業益金	雑収入	事業益金	1,857,184	1,857,184		
	合計	雑収入	事業益金	47,280	44,337		
	事業益金	雑収入	事業益金	2,943	2,943		
	合計	雑収入	事業益金	4,622,759	4,622,759		24,266,012
	事業益金	雑収入	事業益金				

危機対応円滑化業務	補償料収入	169,998	事業損金	2,113
	雑収入	169,998	事業損金	2,905,195
	雑収入	13,685	事業損金	
特定事業等促進円滑化業務	雑収入	13,685	事業損金	
	雑収入	183,683	事業損金	2,907,308
	雑収入	3	事業損金	1,242
株式会社国際協力銀行	雑収入	3	事業損金	
	雑収入	2,659,037	事業損金	1,162,585
	雑収入	2,659,037	事業損金	
国際協力銀行業務	雑収入	538,225	事業損金	
	雑収入	97,960	事業損金	
	雑収入	440,265	事業損金	
駐留軍再編促進金融業務	雑収入	3,197,262	事業損金	1,162,585
	雑収入	280	事業損金	280
	雑収入	280	事業損金	
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	雑収入	52,470	事業損金	360,432
	雑収入	52,470	事業損金	
	雑収入	152	事業損金	
	雑収入	152	事業損金	
	雑収入	52,622	事業損金	360,432
	雑収入	152	事業損金	

平成二十四年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等四政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成二十四年四月一日から四月六日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

機 関 名

収 入(百万円)

支 出(百万円)

沖縄振興開発金融公庫

五八

三六

株式会社日本政策金融公庫

国民一般向け業務

三、六七八

一、〇二二

農林水産業者向け業務

一九〇

一三三

中小企業者向け業務

二、一二七

三一六

信用保険等業務

四、六二三

二四、二六六

危機対応円滑化業務

一八四

二、九〇七

特定事業等促進円滑化業務

〇

一

株式会社国際協力銀行

国際協力銀行業務

三、一九七

一、一六三

駐留軍再編促進金融業務

〇

〇

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

五三

三六〇

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十四年度政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支援なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年三月三十日

予算委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

新型インフルエンザ等対策特別措置法案

右

国会に提出する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等(第六条―第十三条)

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等(第六条―第十三条)

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置(第十四条―第三十一条)

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則(第三十二条―第四十四条)

第二節 まん延の防止に関する措置(第四十五条―第四十六条)

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置(第四十七条―第四十九条)

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置(第五十条―第六十一条)

第五章 財政上の措置等(第六十二条―第七十条)

第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)

第七章 罰則(第七十六条―第七十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新

型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時に於いて国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、

地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第二項並びに国家行政組織法第八條に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六條第二項並びに国家行政組織法第八條の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八條の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七條(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第十七條第一項並びに国家行政組織法第九條の地方支分部局をいう。その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十

五年法律第四百十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。))の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。))その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))のうち、前号の政令で定めるものの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進

するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八條第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八條第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施
に關する計画等

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に關する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に關する事項
イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に罹患するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進 二 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整 ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置 その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項 三 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。 四 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	五 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。 六 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。 七 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。 八 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。 （都道府県行動計画） 第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。 二 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項 イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市	町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 二 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項 三 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 四 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。 五 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。	六 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。 七 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。 八 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。 九 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。 （市町村行動計画） 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。 二 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項 イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する
--	---	--	--	---

官 報 (号 外)

る措置 ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。 (指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画) 第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に	基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。 2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。 5 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。 6 前三項の規定は、業務計画の変更について準	用する。 (物資及び資材の備蓄等) 第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。 (災害対策基本法の規定による備蓄との関係) 第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。 (訓練) 第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実	施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行うときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。 (知識の普及等) 第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。 第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置 (新型インフルエンザ等の発生等に関する報告) 第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかつた場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。 (政府対策本部の設置) 第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかつた場合の病状の程度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかつた場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規
---	---	--	---

定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。	房副長官を含む)がその職務を代行することができる。	長が指名する者をもって充てる。 (政府対策本部の所掌事務)	要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。	7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。	第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。	5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。
(政府対策本部の組織) 第十六条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「政府対策副本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。	8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策副本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、適用しない。	二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策副本部長の権限に属する事務 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務 (基本的対処方針)	第十九条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
2 政府対策副本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。	9 政府対策副本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。	第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 新型インフルエンザ等の発生状況に関する事実 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項	2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」という。)新型インフルエンザ等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という。)その他の職員を置く。	10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策副本部長(次項及び第十二項において「政府現地対策副本部長」という。)及び新型インフルエンザ等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本部員」という。)その他の職員を置く。	3 政府対策副本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。	2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関し、政府対策本部が行う総合調整に関し、政府対策副本部長に対して意見を申し出ることができる。
4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。	11 政府現地対策副本部長は、政府対策副本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。	4 政府対策副本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。	
5 政府対策副本部長は、政府対策副本部長を助け、政府対策副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ政府対策副本部長が定めた順序で、その職務を代理する。	12 政府現地対策副本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部		
6 政府対策本部員は、政府対策副本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官			

3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型コロナウイルスエンザ等にかつた場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかつた場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県

対策本部長とし、都道府県知事をもって充て

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(都道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視總監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス

ルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長又は当該指定公共機関に對し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に對し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルスエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に對し、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に關し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に對し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に對し、当該都道

府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に對し、これらの所掌事務に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に關し必要な要請をすること

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に對し、その区域に係る新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に關し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型コロナウイルスエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機

関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるとき

は、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二條及び第二十三條を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七條及び第七條の二中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十一條第一項、第十四條及び第十五條第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村(第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同條第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二條及び第二十三條を除く。)

の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項、第十四條及び第十五條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村(第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同條第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二條及び第二十三條を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村(第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

(停留を行うための施設の使用)

第二十九條 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生源(新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。)における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検査所の設備の状況、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第十四條第一項第二号に掲げる措置(第五項及び次条第一項において「停留」という。)をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検査を適切に行うため必要があると認めるときは、検査港(同法第三條

に規定する検査港をいう。第四項において同じ。)及び検査飛行場(同法第三條に規定する検査飛行場をいう。第四項において同じ。)のうち、発生源を発航し、又は発生源に寄航して来航しようとする船舶又は航空機(当該船舶又は航空機の内部に発生源内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。)に係る検査を行うべきもの(以下この条において「特定検査港等」という。)を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、特定検査港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、特定検査港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 検査所長は、特定検査港等以外の検査港又は検査飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検査港等に回航すべき旨を指示するものとする。

5 特定検査港等において検査を行う検査所長(第七十一條第一項において「特定検査所長」という。)は、特定検査港等において検査をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設(特定検査港等の周辺の区域であつて、特定検査港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。)の管理者が正当な理由がないのに検査法第十六條第二項(同法第三十四條

官 報 (号 外)

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。 6 第二項及び第三項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。 (運航の制限の要請等) 第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型コロナウイルス等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならぬ。	3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 (医療等の実施の要請等) 第三十一条 都道府県知事は、新型コロナウイルス等の患者又は新型コロナウイルス等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療	関係者の生命及び健康の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。 第四章 新型コロナウイルス等緊急事態措置 置 第一節 通則 (新型コロナウイルス等緊急事態宣言等) 第三十二条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型コロナウイルス等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。 一 新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施すべき期間 二 新型コロナウイルス等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域 三 新型コロナウイルス等緊急事態の概要	2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。 3 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。 5 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態宣言をした後、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言(新型コロナウイルス等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。 (政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示) 第三十三条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、指定行政機
---	--	--	---

関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はそ

の指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行

うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは、「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準

用する第二十五条」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村

(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わつて実施しなければならない。

3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求) 第三十九条 特定都道府県知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応

援を求めることができる。

2 特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第四十条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（事務の委託の系統の特例）

第四十一条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（職員の派遣の要請）

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

（職員の派遣義務）

第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による求めがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員

を派遣しなければならない。

（職員の身分取扱い）

第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二節 まん延の防止に関する措置

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入

所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たつ

ては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十一条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十二條及び第二十三條の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではない。

6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

（医療等の確保）

第四十七條 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第十二條第一項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三條第一項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）、若しくは医薬品等販売業者（同法第二十四條第一項の医薬品の販売業又は同法第三十九條第一項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第五十四條第二項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設等）

第四十八條 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めると

きは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七條第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五條第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七條第一項、第三項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五條第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七條第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域

又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するもの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七條第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第四十九條 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及

び第七十二条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電

気通信事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指

定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態

措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定

めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第六条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同法第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延

の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(金銭債務の支払猶予等)

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(貸金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政

令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従つて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならぬ。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第三十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエン

ザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

2 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するにまがなないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十七条 第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するにまがなないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に對し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

分の額の百分の五十に相当する額
 口 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額
 ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第十一条第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

3 都道府県は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に對処するための国の財政上の措置)

第七十条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に對処するために地方公共団体が支弁する費用に對し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(公用令書の交付)

第七十一条 第二十九条第五項、第四十九條第二項並びに第五十五條第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第七十二条 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第四十九條の規定により土地等を使用し、又は第五十五條第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

2 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五條第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管

管の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第四十八條第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十六条 第五十五條第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

別表第一に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)
--------------------------------	--

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

(復興庁設置法の一部改正)

第五条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第 号)	第二条第四号イ	並びに国家行政組織法	復興庁並びに国家行政組織組織法
--------------------------------	---------	------------	-----------------

理 由

新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス等の発生時における措置、新型コロナウイルス等緊急事態措置その他新型コロナウイルス等に関する特別の措置を定めることにより、新型コロナウイルス等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものとする。

新型コロナウイルス等対策特別措置法案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

(一) この法律は、新型コロナウイルス等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス等の発生時

における措置、新型コロナウイルス等緊急事態措置その他新型コロナウイルス等に関する特別の措置を定めることにより、新型コロナウイルス等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものとする。

(二) 定義

(1) この法律において「新型コロナウイルス等」とは、新型コロナウイルス等感染症及び新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいうものとする。

(2) この法律において「指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものを、「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において公益的事業を営む法人等で、当該都道府県の知事が指定するものをいうものとする。

(三) 国、地方公共団体等の責務

(1) 国は、新型コロナウイルス等が発生し

たときは、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとともに、新型コロナウイルス等及びワクチン等の調査及び研究の推進、国際的な連携の確保等に努めるものとする。

(2) 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとする。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等が発生したときは、その業務について、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有するものとする。

四 事業者及び国民の責務

(1) 事業者及び国民は、新型コロナウイルス等の予防及び新型コロナウイルス等対策への協力に努めなければならないものとする。

(2) 事業者は、新型コロナウイルス等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(3) 3の(1)のアの登録事業者は、新型コロナウイルス等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国

民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないものとする。

(五) 新型コロナウイルス等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型コロナウイルス等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないものとする。

2 新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画等

(一) 政府行動計画の作成及び公表等

(1) 政府は、新型コロナウイルス等の発生に備えて、政府行動計画を定めるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(3) 内閣総理大臣は、(2)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。

(二) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成するものとし、都道府県行動計画を作成したときは、

内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。 (三) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとし、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (四) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、業務計画を作成するものとし、業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (五) 指定行政機関の長等は、必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検し、又は必要なその管理に属する施設及び設備を整備、点検しなければならないものとする。 (六) 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないものとする。 3 新型インフルエンザ等の発生時における措置 (一) 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項等の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき	は、内閣総理大臣に対し、必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (二) 内閣総理大臣は、(一)の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする。 (三) 基本的対処方針 (1) 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるものとする。 (2) 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。 (四) 政府対策本部は、指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (五) 政府対策本部は、感染症法第四十四条の二	二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三条第一項の政令が廃止されたとき等に、廃止されるものとする。 (六) 都道府県対策本部の設置及び都道府県対策本部長の権限等 (1) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないものとする。 (2) 都道府県対策本部は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (七) 特定接種 (1) 政府対策本部は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができるものとする。 ア 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のこれらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うものとする。 イ 新型インフルエンザ等対策の実施に	携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県の知事又は市町村の長に指示するものとする。 (2) 厚生労働大臣は、(1)の規定による指示に基づき行う特定接種及び(1)のアの登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (ハ) 停留を行うための施設の使用 (1) 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検査港等を定めることができるものとする。 (2) 特定検査所長は、特定検査港等において検査をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行うため必要があると認めるときであつて、特定検査港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしないとき、又は当該施設の管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を求めないで、当該施設を使用することがで
---	---	---	---

きるものとする。 (九) 政府対策本部は、厚生労働大臣から、(八)の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型コロナウイルス等が著しく国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるものとする。 (十) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間等を示して、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができるものとし、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができるものとする。 4 新型コロナウイルス等緊急事態措置 (一) 通則 (1) 新型コロナウイルス等緊急事態宣言等 ア 政府対策本部は、政令で定める要件に該当する新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に				甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する新型コロナウイルス等緊急事態が発生したと認めるときは、発生した旨並びに新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型コロナウイルス等緊急事態の概要を公示(新型コロナウイルス等緊急事態宣言)し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。 イ アの期間は、二年を超えてはならないものとし、期間の延長が必要であると認めるときは、一年を超えない期間で延長することができるものとする。 ウ 政府対策本部は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施する必要があるとなつたと認めるときは、速やかに、新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言をし、及び国会に報告するものとする。
(2) 政府対策本部及び都道府県対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等及び指定公共機関に				対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (3) 市町村対策本部の設置及び市町村対策本部長の権限等 ア 新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないものとする。 イ 市町村対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるものとする。 (4) 特定都道府県知事(4の(一)のイ)の公示された区域内にある市町村の属する都道府県の知事)による代行、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求、事務の委託の手続の特例、職員の派遣等について所要の規定を設けるものとする。
(二) まん延の防止に関する措置 (1) 感染を防止するための協力要請等 ア 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、住民に対し、当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外				出しないこと等を要請し、また、学校、社会福祉施設、興行場その他の多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該特定都道府県知事が定める期間において、当該施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう要請することができるものとする。 イ 施設管理者等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができるものとする。
(2) 政府対策本部は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象				ウ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。

者及び期間を定めるものとする。

(三) 医療等の提供体制の確保に関する措置

- (1) 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品等若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならないものとする。
- (2) 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないものとする。

- (3) 特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認める場合において、土地等の所有者等の同意を得て、当該土地等を使用することができるものとする。また、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を

使用することができるものとする。

(四) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- (1) 電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないものとする。
- (2) 運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないものとする。

- (3) 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者又は医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送等すべき場所及び期日を示して、緊急物資

の運送又は医薬品等の配送を要請することができるとし、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を行うべきことを指示することができるものとする。

(4) 物資の売渡しの要請等

ア 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、生産、販売等を業とする者が取り扱う特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができるものとし、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとする。

イ 特定都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、販売等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができるものとする。

(5) 埋葬及び火葬の特例等

ア 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合

において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができるものとする。

イ 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行うおとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならないものとする。

(6) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条から第六条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用するものとする。

(7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役

務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講じなければならぬものとする。

(8) 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 その他

(一) 損失補償等

(1) 国及び都道府県は、3の(ハ)の(2)、4の(三)の(3)又は4の(四)の(4)の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(2) 国及び都道府県は、3の(ナ)による要請又は指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、その実費を弁償しなければならないものとする。

(二) 都道府県は、3の(ナ)による要請又は指示

に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないものとする。

(三) 国等の負担

(1) 国は、都道府県が支弁する4の(三)の(2)、4の(四)の(5)のイ、5の(一)及び5の(二)の措置に要する費用に対して、次に掲げる場合に並び、それぞれの額を負担するものとする。

ア 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度(当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額以下)の場合、当該費用の総額の百分の五十に相当する額とするものとする。

イ 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合は、(ア)から(ウ)までに掲げる額の合計額とするものとする。

(ア) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の

百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額

(イ) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額

(ウ) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

(2) (1)の規定は、4の(二)の(2)の予防接種について予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用及び当該予防接種に係る同法第十一条第一項の規定による給付に要する費用について準用し、(1)において、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、イにおいて「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

(3) 都道府県は、4の(二)の(2)の予防接種について予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用の額から(2)において国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担するものとする。

(四) 国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方

公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(五) 公用令書の交付、立入検査等について所要の規定を設けるものとする。

6 4の(四)のイの命令に従わず、特定物資を隠匿等した者及び5の(五)の立入検査を拒む等した者等について、所要の罰則規定を設けるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、新型インフルエンザ等の発生時にいて国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十四年三月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣委員長 荒井 聰

〔別紙〕

新型コロナウイルス等対策特別措置法案に
対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 本法の新型コロナウイルス等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。

二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするものがないようにすること。

三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとすよう、十分に留意すること。

四 新型コロナウイルス等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うことのないようにすること。

五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型コロナウイルス等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
六 平時から新型コロナウイルス発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に

患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方等の在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十一 新型コロナウイルス等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発達途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的貢献すること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十四年二月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

国民健康保険法の一部を改正する法律

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「百分の三十四」を「百分の三十二」に改める。

第七十二条の二第二項中「百分の七」を「百分の九」に改める。

附則第二十一条第一項中「六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く」を「平成二十六年までの間において、附則第六

条第一項の規定による退職被保険者となることができる者に限る」に改める。

附則第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項及び第二十七条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改める。

附則第二十八条を削る。

第二条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一条)」を「第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一条)を、第五章の二 交付金事業(第八十一条―第八十一条)」に改める。

第七十条第一項第一号及び第七十二条第二項第二号中「繰入金」の下に「及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

第七十二条の四を第七十二条の五とし、同条に見出しとして「(特定健康診査等に要する費用の負担)」を付し、第七十二条の三の次に次の一条を加える。

第七十二条の四 市町村は、前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十四条中「第七十二条の四」を「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」に改める。

第七十五条中「及び第七十二条の四」を「第七十二条の四第三項及び第七十二条の五」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 交付金事業

第八十一条の二 国民健康保険団体連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。

一 政令で定める額以下の医療に要する費用を市町村(国民健康保険団体連合会の会員である市町村をいう。以下この条において同じ。)が共同で負担することに伴う交付金

二 前号の政令で定める額を超える高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金

2 国民健康保険団体連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法(同項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法)により、市町村から拠出金を徴収する。

3 都道府県は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策として、前項の政

令で定める方法に代えて、特別の方法を定めることができる。

4 市町村は、第二項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る第二項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

6 第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)は、国民健康保険団体連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、国民健康保険団体連合会に対して第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

第百四条中「第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)」を「指定法人」に改める。

附則第二十四条から第二十六条までを削る。

附則第二十七条中「平成二十二年度から平成二十六年までの間の各年度の」を「当分の間、」に、「前条第五項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第六条の規定 平成二十七年四月一日

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)の規定は、平成二十四年三月一日以後に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十四年度以後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以後の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び都道府県調整交付金について適用し、同月一日前に行われた療養の給付並びに施行日前に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護

療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十三年以前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

第三条 平成二十四年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区(以下この条及び次条において単に「市町村」という。)に対して負担する額は、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十二に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額とする。

一 一般被保険者(新国保法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から

新国保法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び新国保法附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の概算前期高齢者納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額	三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第三号の概算調整対象基準額に退職被保険者等所属割合（新国保法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額	四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律百十九条第一項の確定後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額	五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額（概算後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額（確定後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額 六 病床転換支援金（高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金をいう。以下同じ。）の額から、当該
--	---	---	--

額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十二に相当する額 七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金（介護保険法第五十一条第一項の概算納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金（介護保険法第五十一条第一項の確定納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額 八 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金をいう。以下		
同じ。）の額の百分の三十二に相当する額 ロ 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額 2 一部負担金軽減市町村等（新国保法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村をいう。以下同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定める		
ところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。 3 平成二十四年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額の見込額の総額から、平成二十四年度の基準超過費用額（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。）の百分の九に相当する額の総額を控除した額とする。 一 第一項第一号に掲げる額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の九に相当する額 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金		
の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額 ハ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額と		

その満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保

険者等確定後期高齢者支援金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

六 病床転換支援金の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の九に相当する額

七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合 イに

定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

八 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

第四条 前条第一項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十

五年度」と、「平成二十二年度」とあるのは「平成二十三年度」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する同条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十二条の第二項の規定による都道府県調整交付金の総額について準用する。

この場合において、前条第三項中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「総額から、平成二十二年度の基準超過費用額(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。)の百分の九に相当する額の総額を控除した額」とあるのは「総額」と、同項第一号中「第一項第一号に掲げる額(前項とあるのは「次条第一項において準用する第一項第一号に掲げる額(同条第二項において準用する前項と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平

成二十二年「度」とあるのは「平成二十三年「度」と読み替えるものとする。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成二十五年「度」を「平成二十六年「度」に改める。

第六条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「減額に係るもの」の下に「及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの、高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を加える。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2 平成二十二年「度」につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて平成二十四年度において前項の

規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項後段中「第七十条第五項第二号」とあるのは、「第七十条第三項中「前二項」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第三条第一項及び第二項」と、「百分の三十四」とあるのは「百分の三十二」と、同条第五項第二号」とする。

(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定は、平成二十四年三月一日以後に行われた療養の給付並びに施行日以後に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十四年度の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金について適用し、同月一日前に行われた療養の

給付並びに施行日前に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十三年「度」以前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民健康保険制度の安定的な運営を

確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を引き下げる。

2 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二十六年「度」まで継続し、平成二十七年「度」から恒久化すること。

3 医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成二十六年「度」まで継続し、平成二十七年「度」から恒久化すること。また、恒久化と合わせ、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大すること。

4 この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措

二〇四	議員運営委員	議院運営委員
-----	--------	--------

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本部 三四五円